

復興加速化への取組

平成27年10月16日

復興大臣 高木 毅



1. 安倍内閣の復興へ向けた姿勢

安倍内閣の「基本方針」 (平成27年10月7日 閣議決定)

○復興の加速化

- ・ 閣僚全員が復興大臣であるとの意識を共有。
- ・ 省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底。
被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして
福島を再生を、更に加速。

復興加速化への主な取組

1. 被災者支援

相談員等による見守り、心のケア、コミュニティ形成支援 等

2. 住宅再建・まちづくり

高台移転や災害公営住宅の建設の加速化 等

3. 産業・^{なりわい}生業の再生

- ・ 販路開拓及び新商品の開発の支援
- ・ 商店街の本格復旧支援 等

4. 福島の復興・再生

- ・ 住民帰還に向けた除染・インフラ復旧
- ・ 町外コミュニティの整備 等

5. 「新しい東北」の創造

民間の人材やノウハウを活用した先導的な取組の各地への展開 等

2. 被災者支援

(1) 現状

- 避難者数は約47万人から約19万人まで減少（平成27年9月）
→避難の長期化や被災者の分散化などに伴い、心身のケアとコミュニティ形成はますます重要な課題。



(2) これまでの取組

- ①見守りによる孤立防止
- ②「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」
心身のケア、コミュニティ形成への支援、生きがいつくり（「心の復興」事業等）、被災者支援コーディネート事業 等
- ✓ 介護等のサポート拠点 116箇所
- ✓ 相談員等（生活支援相談員、復興支援員等）1200名



(3) これからの対策

- ✓ 住宅・生活再建の支援
- ✓ 長期化する避難生活の心身の支援（仮設住宅での心と体の健康への支援）
- ✓ 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援
- ✓ 生きがいつくり（「心の復興」事業を実施） 等

3. 住宅再建・復興まちづくり

(1) 現状 高台移転や災害公営住宅建設は最盛期を迎えている。

①住宅の自主再建

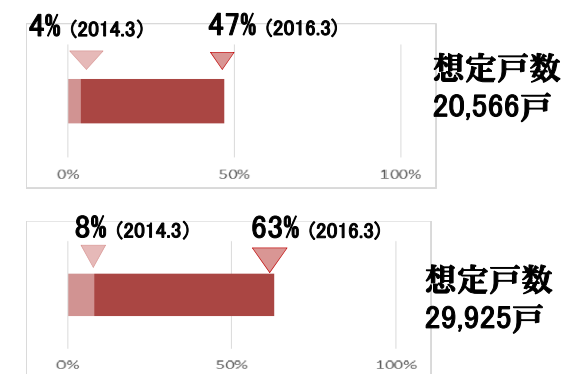
約12万件 ※被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

②高台移転による宅地造成

平成27年度末 約1万戸分完成見込み（約5割）

③災害公営住宅

平成27年度末 約1.9万戸完成見込み（約6割）



(2) これまでの取組

加速化措置（第1弾～第5弾）

- ✓ 用地取得の手続き簡素化・運用改善
- ✓ 労務単価の引上げ



(3) これからの対策

引き続き加速化措置を推進、きめ細やかに市町村を支援

3. 住宅再建・復興まちづくり

—住まいの確保に関する事業の見通し—

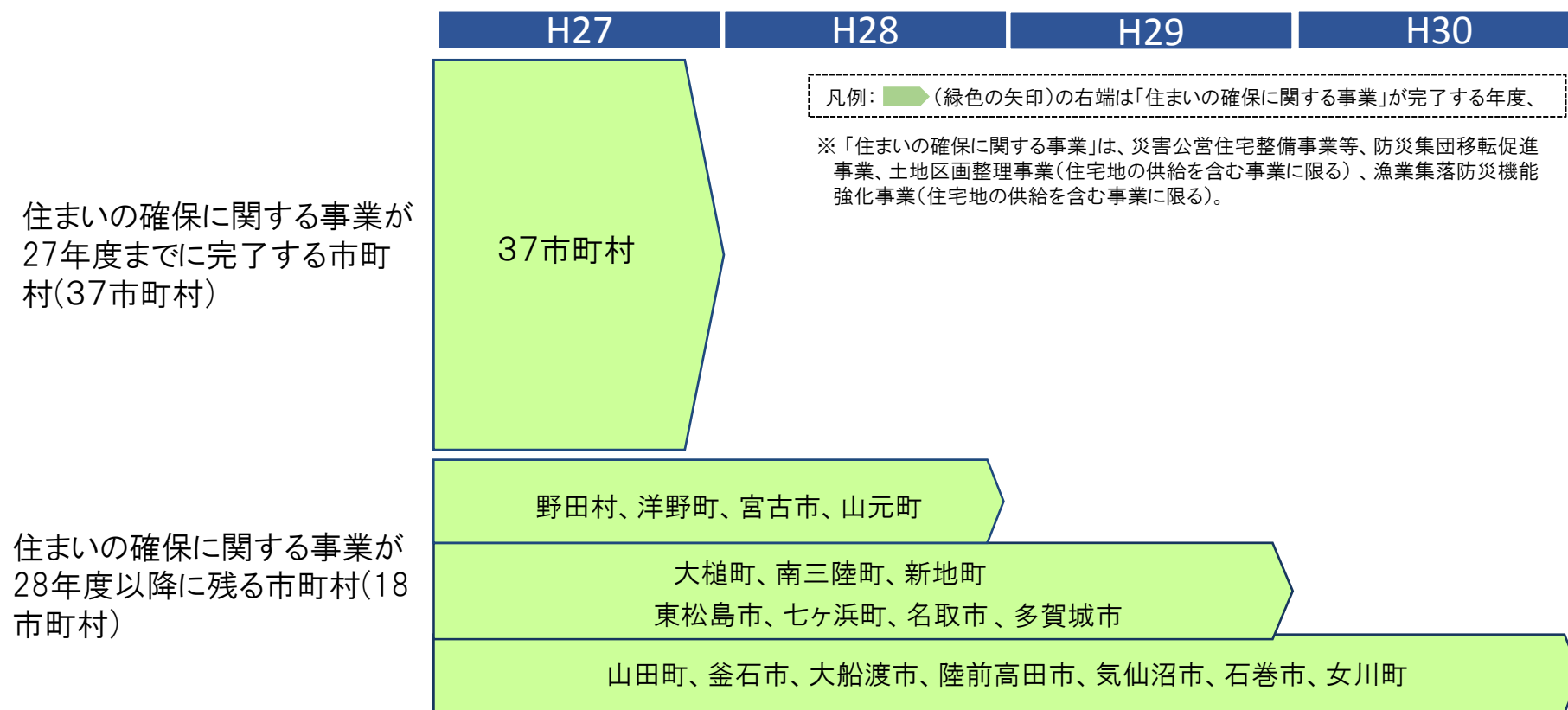


復興庁

Reconstruction Agency

- 27年6月末時点において、復興交付金を活用して住まいの確保に関する事業を行う55市町村※のうち、住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は37。
- その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村を除く。



※事業の完了予定時期は、復興交付金事業計画(平成27年6月時点)の全体事業期間に基づく。今後、被災自治体による見直しや事業の追加等の計画の変更により、変動があり得る。

4. 産業・^{なりわい}生業の再生



(1) 現状

- 被災3県の鉱工業生産は、概ね震災前の水準程度に回復。
- 売上の水準が震災直前の70%以上まで回復した企業は約6割、震災直前と同水準以上まで回復した企業は約4割。
売上の回復については、業種や地域ごとにばらつき。

女川町駅前開発イメージ図
(女川町)



(2) これまでの取組

- 震災後、仮設店舗等の整備や、二重ローン対策などにより、企業活動の再開・継続を支援。
- 津波や原発で被害にあった地域の企業立地を促進。
- 被災地企業のニーズ（新商品開発、販路開拓等）に応じたきめ細やかな支援を実施（「結の場」の開催、ハンズオン支援等）。

福幸きりり商店街(大槌町)



(3) これからの対策

- 市街地のにぎわいを取り戻すために商業施設の整備を支援。
- 「グループ補助金」において、新商品開発など、新分野進出等を見据えた新たな取組の実施を支援。
- 被災地企業の新規事業立ち上げ等に対する専門家による集中支援を実施。

5. 福島復興・再生

(1) 避難の状況

福島県全体の避難者 10.6万人（平成27年10月）
うち、避難指示区域からの避難者 7.9万人

(2) 避難指示区域（避難者）への方針

①早期帰還者対策：（戻る方）

除染、インフラ復旧、生活関連サービスの再開、
町内復興拠点の整備

田村市→平成26年4月	避難指示解除
川内村→平成26年10月	避難指示解除等
檜葉町→平成27年9月	避難指示解除

②長期避難者対策：（待つ方）

復興公営住宅の整備

（27年度中に約1,200戸完成予定/約4,900戸計画）

コミュニティ交流員による住民交流支援

③新しい生活を始める方

賠償の支払い、就業や住宅のあっせん



檜葉町復興祈念式典 ～きぼうの木植樹～



飯舘村営復興公営住宅・飯野町団地（福島市）

6. 「新しい東北」の創造

1. 「新しい東北」の基本的な考え方

- 被災地は、日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）が顕著。
- インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちの賑わい」を取り戻すためには、「人々の活動（ソフト）」の復興が必要。
- 国・自治体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組（従来の手法や発想にとらわれない取組）を推進。

コミュニティの形成 地域づくり



※ 住民主体の健康づくりを通じたコミュニティ形成、介護予防(郡山市)

なりわい 産業・生業の再生



※ 植物工場の利点を生かし風評被害対策を推進(白河市)

2. 推進に向けた方針と今後の強化方針

推進に向けた方針

- (1) 先導的な取組の加速化とその横展開
- (2) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用
- (3) 情報共有・マッチングに向けた場づくり



今後の強化方針

- モデルの「構築」から「横展開」への施策の重点化
- 「新しい東北」自体のブランド化（イメージ戦略等）
- 地方創生との連携強化（制度の活用、取組事例の情報共有等）

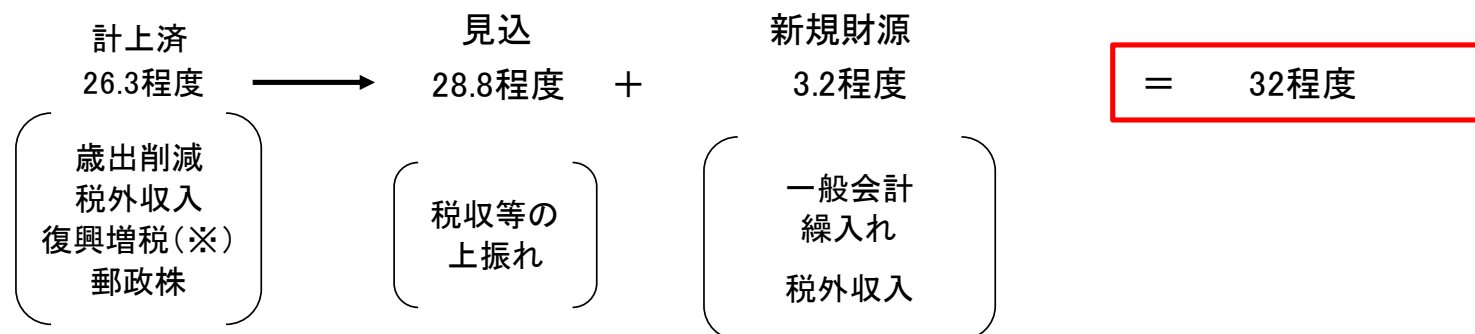
7. 復興事業費及び財源

事業費

(27年6月時点) (単位: 兆円)

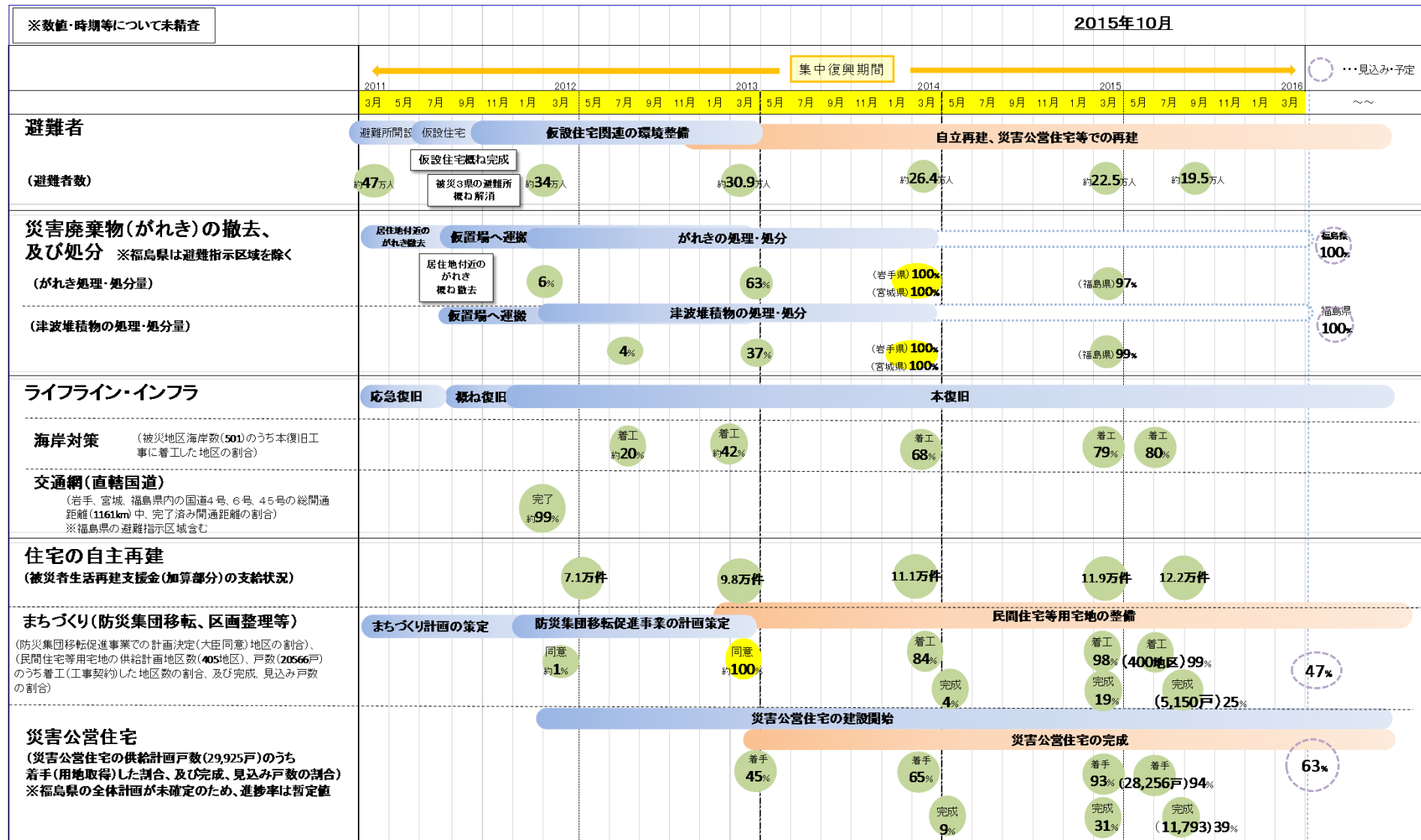
区分	集中復興期間 (H23～27年度)	復興・創生期間 (H28～32年度)	復興期間 計
① 被災者支援(健康・生活支援)	2.1	0.4程度	2.5程度
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4程度	13.4程度
③ 産業・生業(なりわい)の再生	4.1	0.4程度	4.5程度
④ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5程度	2.1程度
⑤ その他(震災特交など)	7.8	1.7程度	9.5程度
合計	25.5	6.5程度	32程度

財源

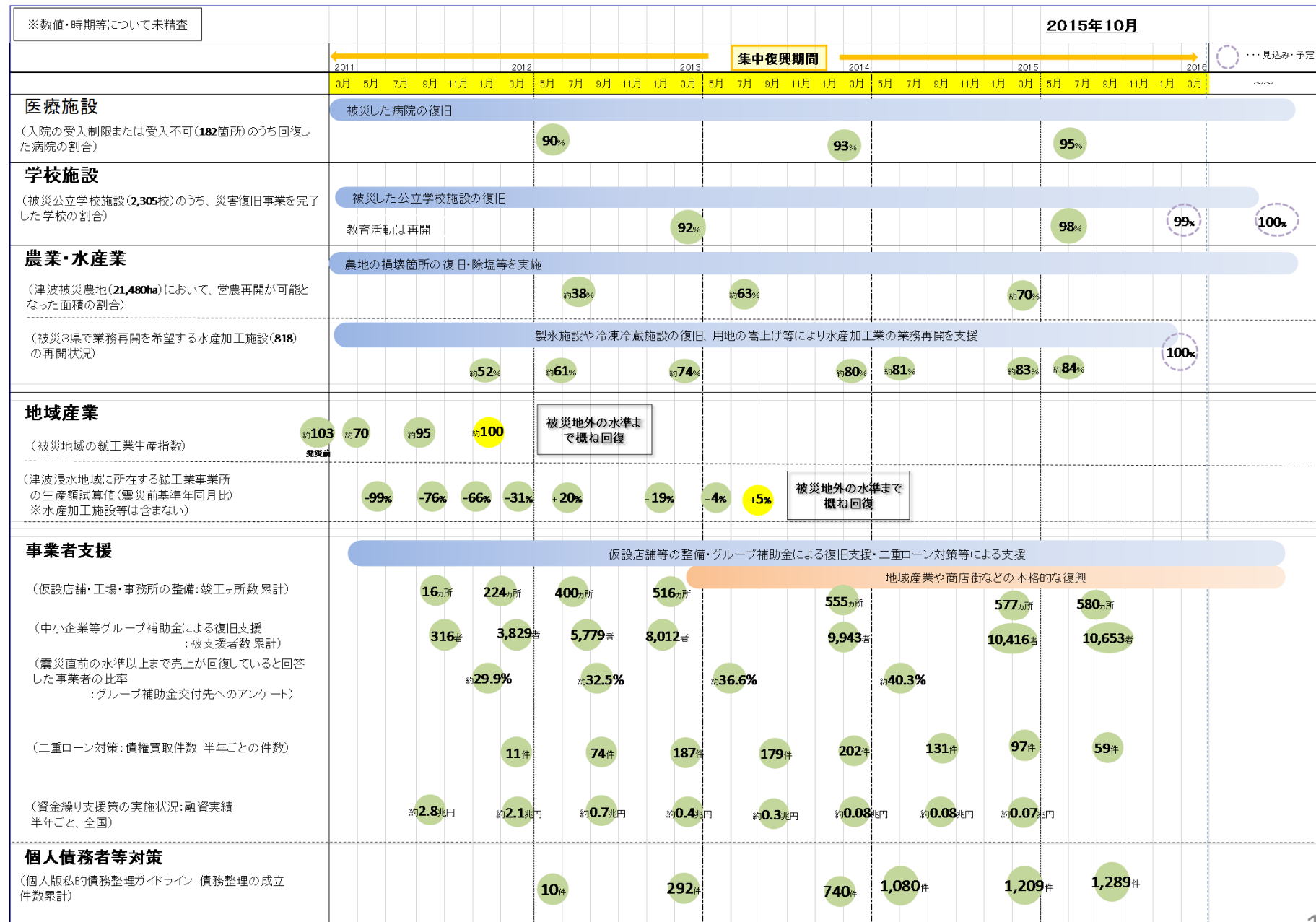


(※) 所得税25年、法人税3年→2年、個人住民税10年

(参考1) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し①



(参考1) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し②



(参考2) 東日本大震災に係る政府の対応



復興庁

Reconstruction Agency

	原発事故による災害	地震・津波による災害
直後の対応	【原子力災害対策本部】 本部長：安倍内閣総理大臣 副本部長：菅内閣官房長官、林経済産業大臣、丸川環境大臣、田中原子力規制委員長 事務局：内閣府（原子力防災担当） 福島原子力事故処理調整総括官 <直後の対応> - 避難指示 - 救出・救助 - 炉心の冷却、注水作業 - 避難所支援、物資補給	【緊急災害対策本部】 本部長：安倍内閣総理大臣 副本部長：菅内閣官房長官、河野防災担当大臣 事務局：内閣府（防災担当）等 <直後の対応> - 救出・救助 - 捜索 - 避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 - ライフラインの応急復旧
	<現在の取組> - 廃炉・汚染水対策 - 賠償 - 避難指示区域の見直し - 原子力被災者生活支援	
現在の取組	【環境省】 - 廃棄物処理、除染・中間貯蔵施設の整備 - モニタリング（関係省庁：農水省、厚労省、原燃T、文科省） - 放射性物質汚染に関する安心・安全の確保（リスコミ） （環境省、文科省 等）	
	<くらし> ○長期避難者対策（町外コミュニティ等）、早期帰還支援 <インフラ整備> ○避難指示区域等における公共インフラの復旧	【復興庁】 <くらし> ○被災者支援 （健康・生活支援、本格住宅への移転支援等） <インフラ整備> ○住宅再建・復興まちづくり <産業・生業> ○産業復興 ○雇用確保 ○農林水産業の再開